



# 算定基礎届提出時のポイント

～算定基礎届の提出準備をお願いいたします～

今年も算定基礎届の提出時期が近づいてきました。

算定基礎届は、厚生年金保険および健康保険の保険給付金の決定や、保険料計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。適正な届出にご協力をお願いいたします。

## ～ 提出対象者 ～

その年の7月1日現在、被保険者（被用者）である方全てが対象となります。

ただし、次のケースに該当する場合は、提出不要です。

- ① その年の6月1日以降に被保険者（被用者）の資格を取得した方
- ② その年の6月30日以前に退職した方
- ③ 7月改定の月額変更届を提出する方
- ④ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

## ～ 支払基礎日数について ～

標準報酬月額は4、5、6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数（報酬の対象となった日数）がそれぞれ17日（※）以上あることが要件です。

（※）国・地方公共団体及び特定（任意特定）事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数（有給休暇も含みます。）が支払基礎日数となります。

月給制・週休制の場合は、出勤日数に関係なく暦日数になります。

ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から、欠勤日数を控除した日数となります。

給与計算の締切日と支払日の関係によって次の（例）のように支払基礎日数が異なります。

（例）月給制の場合

給与末日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	4月1日～30日	30
5月	5月1日～31日	31
6月	6月1日～30日	30

給与25日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月26日～4月25日	31
5月	4月26日～5月25日	30
6月	5月26日～6月25日	31

給与末日締 翌月10日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月1日～31日	31
5月	4月1日～30日	30
6月	5月1日～31日	31

## ～ 提出時期および提出方法 ～

提出期間 : 7月1日（水）から7月10日（金）まで

提出方法 : 電子申請、または北海道事務センターへ郵送

（管轄の年金事務所の窓口にも提出も可能です）



手続きの概要や取扱いの事例集、記入例などは

日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご確認ください。

年金の

## お問い合わせ窓口はこちらです

二次元コードから日本年金機構ホームページの各種窓口にご案内します

## オンラインサービス

年金について知りたい方

## ねんきんネット

ご自身の**年金記録の確認**や  
将来受け取る**年金見込み額の**  
**試算**ができます

## 年金Q&amp;A

年金に関する質問の回答を  
**キーワード検索**で探せます

## ねんきんチャットボット

よくあるお問い合わせについて  
**チャット（対話）形式**で  
相談できます（24時間対応）

## 動画（YouTube）

年金の制度や届出方法について  
**動画**で確認できます

## 外国語ページ／Language

年金に関する説明やお知らせを  
**いろいろな国の言葉**や  
**わかりやすい日本語**で  
確認できます機構公式XやFacebookで各種制度や通知書の情報などを発信  
しています。ぜひ、フォローいただき、ご活用ください。[https://x.com/  
Nenkin\\_Kikou](https://x.com/Nenkin_Kikou)[https://www.  
facebook.com/  
profile.php?id=  
61575964302278](https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278)

手続きをしたい方

## 個人向けサービス

国民年金や年金の受け取りに関する  
**手続き**ができます  
また、源泉徴収票などの**通知書**を  
**電子データ**で受け取れます

## 事業所向けサービス

健康保険・厚生年金保険の  
**手続き**ができます  
また、社会保険料額などの**情報**を  
**電子データ**で受け取れます

## 電話

電話での相談は、相談内容に応じた  
**各種ダイヤル（ねんきんダイヤル、**  
**ねんきん加入者ダイヤル 等）**で  
受け付けています

## 対面

対面での相談は、  
全国の**年金事務所・**  
**街角の年金相談センター**で  
受け付けています

# 各種申請手続きは **電子申請** がおすすめです！

## おすすめポイント



郵送不要だから  
時間・費用の削減に！



場所を選ばず  
どこでも申請可能！



ご自身で  
申請後の  
進捗状況が確認できる！



システムチェックで  
記載漏れなど  
ミスの防止に！



## 4ステップでカンタン！ 申請方法

ご利用可能時間

平日 8時～21時

電子申請にはマイナンバーカードが必要です  
お持ちでない方は発行をご確認ください



**STEP 1**  
ウェブサイトまたは  
アプリからログインして  
申請したい申請書を選択



**STEP 2**  
マイナンバーカードを利用して  
協会けんぽの資格情報を取得



**STEP 3**  
入力フォーマットに  
必要事項を入力し、  
添付書類は電子ファイルを  
アップロード



**STEP 4**  
申請手続き完了です！

## ほぼすべての申請が可能です

- 傷病手当金支給申請書
- 埋葬料(費)支給申請書
- 特定健康診査受診券(セット券)申請書
- 出産手当金支給申請書
- 療養費支給申請書(立替払等)
- 特定保健指導利用券申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 療養費支給申請書(治療用装具)
- 他
- 高額療養費支給申請書
- 任意継続資格取得申出書

## けんぽアプリをぜひご利用ください！

協会けんぽでは、すべての加入者さまとつながる「けんぽアプリ」をリリースしました。けんぽアプリからも電子申請を利用できるほか、健康に役立つ情報もお届けします。ぜひご利用ください！



インストールはこちらから

Android



iOS



# 医療機関の受診はマイナ保険証が便利です！

ご自身や、ご家族の方のマイナ保険証への利用登録はお済みですか？

マイナ保険証を利用すると、過去のお薬情報や健診結果を見られるようになるため、外出先での急な病気やケガで医療機関を受診する際に、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができ

ます。マイナ保険証の登録がお済でない方は、ご登録をお願いします。

皆さまにお願いしたいこと

## ①マイナ保険証で受診

- ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- ・お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- ・事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。



## 子どもの受診もスムーズに

健康保険の資格がオンラインで確認できるため、受付がスムーズになります。薬や受診歴の確認もできて質の良い医療が受けられます。

お子さまの受診にも、マイナ保険証をご利用ください。

### マイナ保険証の登録方法

#### 医療機関等で

窓口にある顔認証付きカードリーダーからの申請



#### その他

- マイナポータルからの申請
- セブン銀行のATMからの申請



## ②健康保険の資格切り替え中に受診するとき

マイナ保険証で医療機関を受診する際、健康保険の資格が変わっている（就職や離職等による）場合は、その旨を医療機関へお伝えください。

※健康保険資格の取得・喪失データがオンライン上に反映されるまで、少々時間を要します。

もっと

協会けんぽの健診がさらに手厚く、新しくなります！

35歳以上の方は  
人間ドック健診に  
無償25,000円の  
補助!

35歳以上の方に加え  
20,25,30歳の方も  
生活習慣病予防健診  
の対象に!

40歳以上の女性に  
骨粗しょう症検診を  
開始!

現役世代の皆さまをより力強くサポートする新しい健診が始まりました。令和8年度も協会けんぽの生活習慣病予防健診をご利用ください！

詳しくは  
こちら



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部



## 労働保険Q&A

### 在籍出向者の賃金はどちらで申告？出向者がいる場合の年度更新のポイント

**Q** 当社から関連会社へ在籍出向している労働者がいます。出向者の賃金は、労働保険の年度更新において、出向元、出向先のどちらの会社の賃金総額に含めればよいのでしょうか。

**A** 在籍出向者については、労災保険と雇用保険で取扱いが異なるため注意が必要です。まず、労災保険については、在籍出向者が出向先の指揮監督のもとで業務に従事している場合は、出向先の賃金総額に含めて申告する必要があります。

一方、雇用保険については、生計を維持するための主たる賃金が支払われている会社の賃金総額に含めて申告します。在籍出向者に対して、出向元と出向先の双方から賃金が支払われている場合は、主たる賃金を受ける会社で被保険者となり、その会社の賃金総額に含めることとなります。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



### ■在籍出向者とは

在籍出向とは、出向元との雇用契約を維持したまま、業務命令により別の会社（出向先）の指揮命令下で労務を提供する働き方です。出向元と出向先で二重の契約関係が生じる点が特徴であり、「出向」といえばこの在籍出向を指すことが一般的といえます。

### ■在籍出向者に関する実務上のポイント

労働保険の年度更新においては、在籍出向者の賃金について、労災保険は「指揮命令関係」、雇用保険は「主たる賃金の支払関係」を基準として整理する必要があります。例えば、出向元が主たる賃金を支払い、出向先の指揮命令下で業務を行う在籍出向者の場合、

- ・労災保険については、出向元が賃金額を出向先へ通知し出向先が賃金総額に含めて申告
- ・雇用保険については、出向元の被保険者として出向元が賃金総額に含めて申告

という取扱いとなります。

労働保険の年度更新において、在籍出向者がいる場合は、出向契約書の内容、賃金の支払方法、主たる賃金の帰属先を確認し、出向元・出向先のいずれで申告すべきかを事前に整理しておくことが重要です。

## 働く人の

## ライフ&amp;マネープラン

## 働いたときの年金停止基準の緩和

年金を受け取りながら厚生年金に加入して働く場合、給与と年金額に応じて年金の一部または全額が停止される「在職老齢年金」という仕組みがあります。定年後も働く人にとって、「年金がどのくらいカットされるのか」は関心ごとの一つでしょう。2026年4月からこの年金停止基準額がこれまでの51万円から「65万円」に大きく緩和されています。“働き損”ともいわれるこの制度の仕組みを知っておきましょう。

ファイナンシャルプランナー  
須藤臣（すどう とみ）



銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを買いたい!」(朝日新聞出版)、「Onlyoneの家づくり」(北海道新聞社)、「生命保険見直しガイド」(日本実業出版) など執筆・執筆協力・監修等が多数

## 在職老齢年金の仕組み

在職老齢年金の計算は、①総報酬月額相当額（手当含む給与+直近1年間の賞与の12分の1）×1と、②基本月額（老齢厚生年金の「報酬比例部分の月額」）×2の合計額が、改正により65万円を超えると、超えた額の2分の1の額が老齢厚生年金からカットされる仕組みになっています。

例えば、定年後の総報酬月額相当額が55万円（年収660万円程度）、報酬比例の年金月額が12万円の場合、合計額は67万円となるため、年金停止基準額の65万円を超えた2万円の2分の1である1万円（月額）が年金カットになります。年金停止基準が相当緩和されたことで、働くことで厚生年金がカットになる人は大変恵まれた給与水準ということになります。

「老齢基礎年金」については、どんなに高い給与をもらっていても停止されずにそのまま支給されます。また、65歳未満の一定の配偶者がいる場合の「加給年金」は、老齢厚生年金が一部でも支給されていれば支給されます。

70歳以上になると厚生年金に加入できませんが、厚生年金の加入要件に当てはまる働き方をする場合には、同様に在職老齢年金の計算が行われます。なお、在職老齢年金の年金調整は、勤務先から年金事務所へ届け出される報酬などにより計算されます。本人が手続きを行う必要はありません。

①総報酬月額相当額

賃金（手当含む）

+直近1年間の賞与の1/12

+

②基本月額

報酬比例部分の月額

〔①と②の合計が65万円を超えると超えた分の1/2の額の老齢厚生年金が停止される〕

## 「在職老齢年金」による調整後の老齢厚生年金のイメージ

年収	老齢厚生年金（報酬比例の年金額）				
	50万円	80万円	100万円	120万円	150万円
200万円	50万円	80万円	100万円	120万円	150万円
300万円	50万円	80万円	100万円	120万円	150万円
400万円	50万円	80万円	100万円	120万円	150万円
500万円	50万円	80万円	100万円	120万円	150万円
600万円	50万円	80万円	100万円	120万円	150万円
700万円	50万円	80万円	90万円	100万円	115万円
800万円	15万円	30万円	40万円	50万円	65万円
900万円	0	0	0	0	15万円
1000万円	0	0	0	0	0

## 年金カット回避について

自営業や企業等から仕事を請け負う「業務委託」、出勤が月に数日などの非常勤の役員や顧問などは在職老齢年金が適用されないで、いくら収入を得ても年金停止にはなりません。この他に、年金カットを避けるために「働く時

間を調整して報酬を下げる」人もいますが、定年後も厚生年金に加入して働くことで年金額をさらに増やせます。ひいては亡くなった後の遺族厚生年金も増えることになるのです。

## 年金の繰り下げとの関係

65歳からの老齢厚生年金または老齢基礎年金を受け取らずに「繰り下げ」すると1年で8.4%の年金額アップになります。繰り下げ中に厚生年金に加入して働いたことで老齢厚生年金がカットされた場合は、減額支給された老齢厚生年金額に対して、繰り下げの増加率が適用されることに

なります。

例えば、給与水準が高くて老齢厚生年金が全額停止になった場合は、繰り下げしても老齢厚生年金は増加しないこととなります。一方、老齢基礎年金は、在職老齢年金の対象外のため繰り下げ期間に応じた増加率が適用されます。

※1実際の計算では、給与は「標準報酬月額」に、賞与は「標準賞与額」にそれぞれ置き換えます

※2加給年金や経過的加算を除きます